

厚生労働省能力開発基本調査の概要

第1回能力開発基本調査における
民間委託の評価・改善等に関する検討会

参考
資料
1

令和4（2022）年5月23日

調査の目的

我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政の基礎資料等とすることを目的として、平成13年度以降毎年実施。

調査の概要

調査対象

次の業種に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営企業及び民営事業所並びに当該民営事業所に雇用されている常用労働者。

【対象業種】

建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

【対象人数】

企業調査：産業別、規模別に無作為で抽出した、7,392企業（令和2年度調査）。
事業所調査：産業別、規模別に無作為で抽出した、7,138事業所（令和2年度調査）。
個人調査：事業所調査の対象事業所で雇用されている労働者から無作為で抽出した、29,516人（令和2年度調査）。

期日

毎年10月1日現在（令和2年度調査のみ12月1日）

調査事項

【企業調査】

企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用、能力開発の考え方、能力開発の実績・見込み、事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者、教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務制度の導入状況 等

【事業所調査】

事業所の概要、教育訓練の実施に関する事項、人材育成に関する問題点、労働者のキャリア形成支援、労働者の職業能力評価、技能の継承 等

【個人調査】

労働者の属性、会社を通して受講した教育訓練、自己啓発、これからの職業生活設計 等

公表

調査実施の翌年6月まで

調査の流れ

【企業調査】

厚生労働省－民間事業者－報告者（郵送又はオンラインにより回収）

【事業所調査】

厚生労働省－民間事業者－報告者
（郵送又はオンラインにより回収）

【個人調査】

厚生労働省－民間事業者－調査対象事業所－報告者
（郵送又はオンラインにより回収）